

# 特定教育・保育施設等における 指導監査について

青森市福祉部指導監査課

令和4年度特定教育・保育施設等  
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

## 資料のポイント

今回の資料で、**特にお伝えしたいポイント**は下記のとおりです。

- 指導監査の制度や流れは**変更点なし**。(P3~9)
- **今年度の文書指摘事項(実績)**は下記**2点**なので特に注意を。
  - ④ 施設型給付費等の額に係る通知等 (P16~17)
  - ⑤ 特定教育・保育に関する評価等 (P18)
- **来年度の実地指導**では下記**3点**を重点的に確認予定。
  - ④ 施設型給付費等の額に係る通知等 (P16~17)  
⇒ 保護者に対し、**施設型給付費の額を通知しているか**。
  - ⑤ 自己評価 (P18)  
⇒ 特定教育・保育の質の**評価を自ら実施しているか**。
  - ⑥ 運営規程 (P19)  
⇒ 重要事項説明書と整合性が取れているか、実状と合致しているか。
- ・ **職員の勤務日数**(産前産後休暇、病気休暇の長期不在、特定月の勤務日数減少等)、**業務内容変更が常勤換算や各種加算要件に影響する恐れ**あり。  
不明な場合は、速やかに子育て支援課に相談を。(P8、P23~25)
- ・ 幼稚園免許の更新手続きをしないまま従事させているケースあり。職員の資格確認や更新時期について注意が必要。

# 1 特定教育・保育施設等に対する指導監査等

子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付費等の支給にかかる施設等として市の確認を受けた特定教育・保育施設等に対して、市が「指導監査」及び「業務管理体制の整備に関する検査」を実施します。

## (1) 指導監査

### ① 目的

- ・ 特定教育・保育等の質の確保
- ・ 施設型給付費等の支給の適正化

### ② 根拠（子ども・子育て支援法）

- ・ 第14条（指導）、第38条及び第50条（監査）

### ③ 実施方法

- ・ 集団指導及び実地指導（指導）、実地検査等（監査）

## (2) 業務管理体制の整備に関する検査

### ① 目的

- ・ 業務管理体制の整備の的確かつ効果的な実施等

### ② 根拠（子ども・子育て支援法）

- ・ 第56条

### ③ 実施方法

- ・ 一般検査及び特別検査

## 2 指導監査等の実施機関

特定教育・保育施設等の確認に係る指導監査及び業務管理体制の整備に関する検査は市が、施設・事業の認可等に係る指導監査は市及び県が実施します。

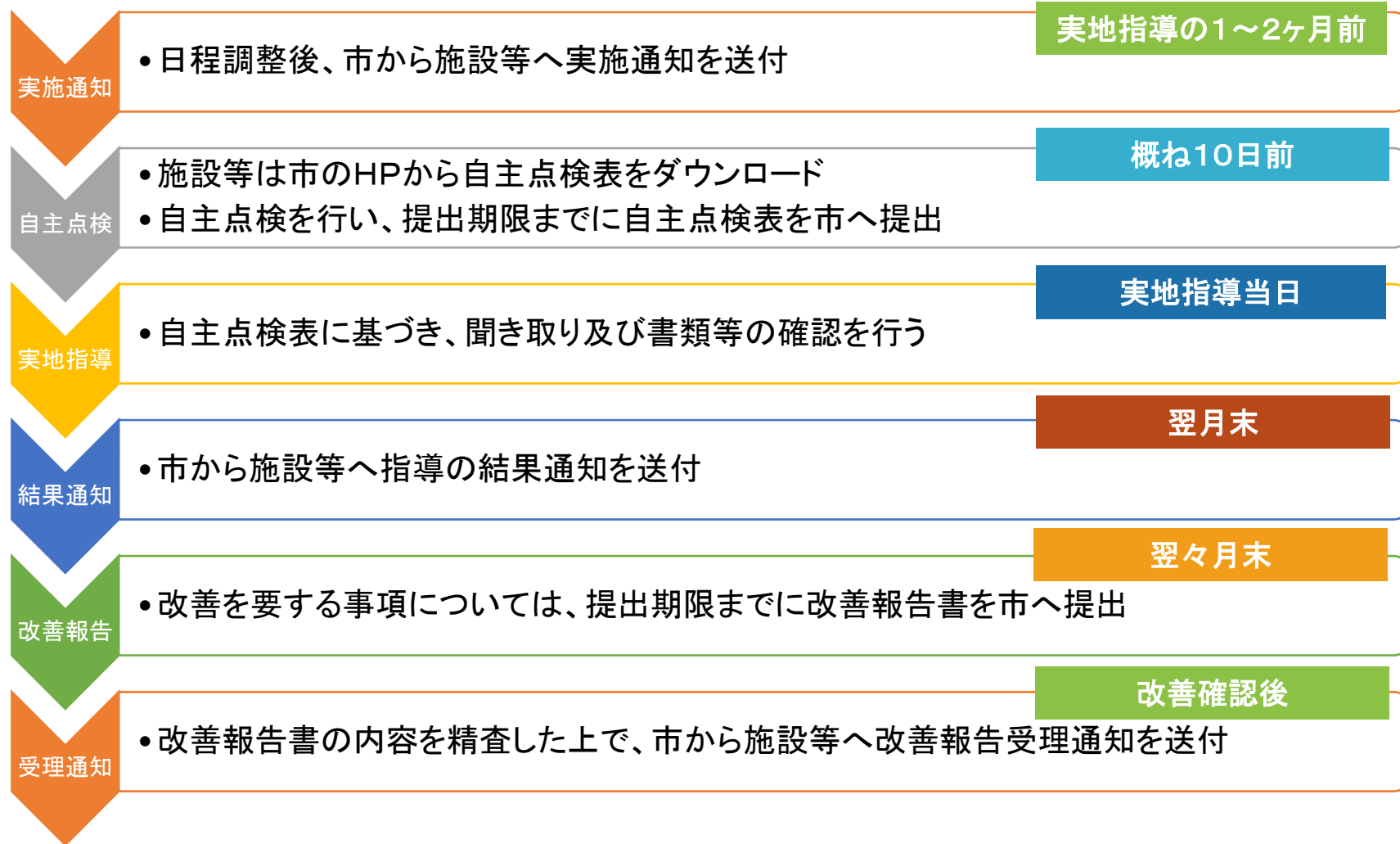
なお、特定教育・保育施設等の確認に係る実地指導等は、市が実施する施設・事業の認可等に係る指導監査と同時に行います。(年1回以上)

対象施設・事業	特定教育・保育施設等の確認に係る指導監査	業務管理体制の整備に関する検査	施設・事業の認可等に係る指導監査
保育所	青森市 (新制度に移行しない幼稚園除く)	青森市 (特定教育・保育施設等が他自治体にも所在する場合除く)	認可:青森市
幼稚園			認可:青森県
幼保連携型認定こども園			認可:青森市
保育所型認定こども園			認可:青森市(保育所) 認定:青森市(認定こども園)
幼稚園型認定こども園			認可:青森県(幼稚園) 認定:青森市(認定こども園)
地域型保育事業			認可:青森市

※ 上記に加え、特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けている場合は、当該確認に係る指導監査も同時実施

### 3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

#### (1) 実地指導の流れ



### 3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

#### (2) 実地指導の確認項目

「青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」等に基づき確認を行います。

確認項目は、次の4つに分類されます。

##### ① 適切な特定教育・保育等が提供されているか

- ・ 基本方針（子どもの人権、虐待防止の対策 等）
- ・ 利用定員に関する基準

##### ② 施設の運営に関する基準が遵守されているか

- ・ 次ページ参照

### 3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

(前ページからの続き) 施設の運営に関する主な基準

主な項目	基準	着眼点
内容及び手続の説明及び同意	条例第5条	保護者に対し、必要な事項についての文書が交付されているか、同意があるか など
利用者負担の徴収	条例第13条	利用者負担額を徴収しているか(保育所を除く)、領収書を交付しているか など
施設型給付費等の額に係る通知等	条例第14条	法定代理受領により施設型給付費等を受けた際、給付費の額を保護者に対し通知しているか
緊急時の対応	条例第18条	緊急時対応マニュアル等が作成されているか、緊急連絡網等の整備、職員への周知徹底 など
運営規程	条例第20条	必要な事項が定められているか、職員や保護者に周知されているか など
掲示	条例第23条	重要事項等を掲示しているか
秘密保持等	条例第27条	職員(退職した職員含む)が秘密を漏らさないための措置、子どもに関する個人情報の提供に係る同意
苦情解決	条例第30条	苦情処理規程等の整備、マニュアル等の作成、受付体制、記録の整備、第三者委員会の設置 など
事故発生時の対応・事故再発防止	条例第32条	事故処理規程等の整備、対応マニュアルの作成、事故報告書の作成 など
会計の区分	条例第33条	特定教育・保育等の事業が、法人のその他事業の会計と区分されているか
記録の整備	条例第34条	必要な記録が整備、保管されているか

### 3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

#### ③ 施設型給付費等の請求は適正か

- ・ 区分は適正か  
(地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分、保育必要量区分)
- ・ 単価は適正か
- ・ 各種加算を算定している場合、それぞれの加算要件を満たしているか  
(必要人員数が充足されているか、必要書類が整備されているか)

#### 重要

施設型給付費等については、各要件に適合しなくなった場合、その日の属する月の翌月（月の初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がなくなり、既に給付費を受けた場合、返還となります。

- ◆ 児童及び保育士等の人数、保育士等の勤務状況に変更があった場合、自主点検を行い、給付費について確認すること  
⇒ 特に園長、主任保育士、主幹（保育）教諭、栄養士、高齢者等活躍促進加算対象者等、加算に影響する職員が休暇、退職等で不在になった場合は、速やかに子育て支援課に相談すること。
- ◆ 事実と異なる届出により給付費を受けた場合、給付費の返還や確認取消等の処分を受けることがあること



### 3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

#### ④ 業務管理体制が適切に整備・実施されているか

子ども・子育て支援法第55条第2項に基づき特定教育・保育提供者から業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた市町村等は、特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認するため、一般検査を行います。

子ども・子育て支援法施行規則第45条に定める以下の事項が適切に整備・実施されているかを確認します。

- ・法令を遵守するための責任者を選定していること
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所数が20以上の特定教育・保育提供者）
- ・業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所数が100以上の特定教育・保育提供者）

届出等については 内閣府のHP をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenaku>

### 3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

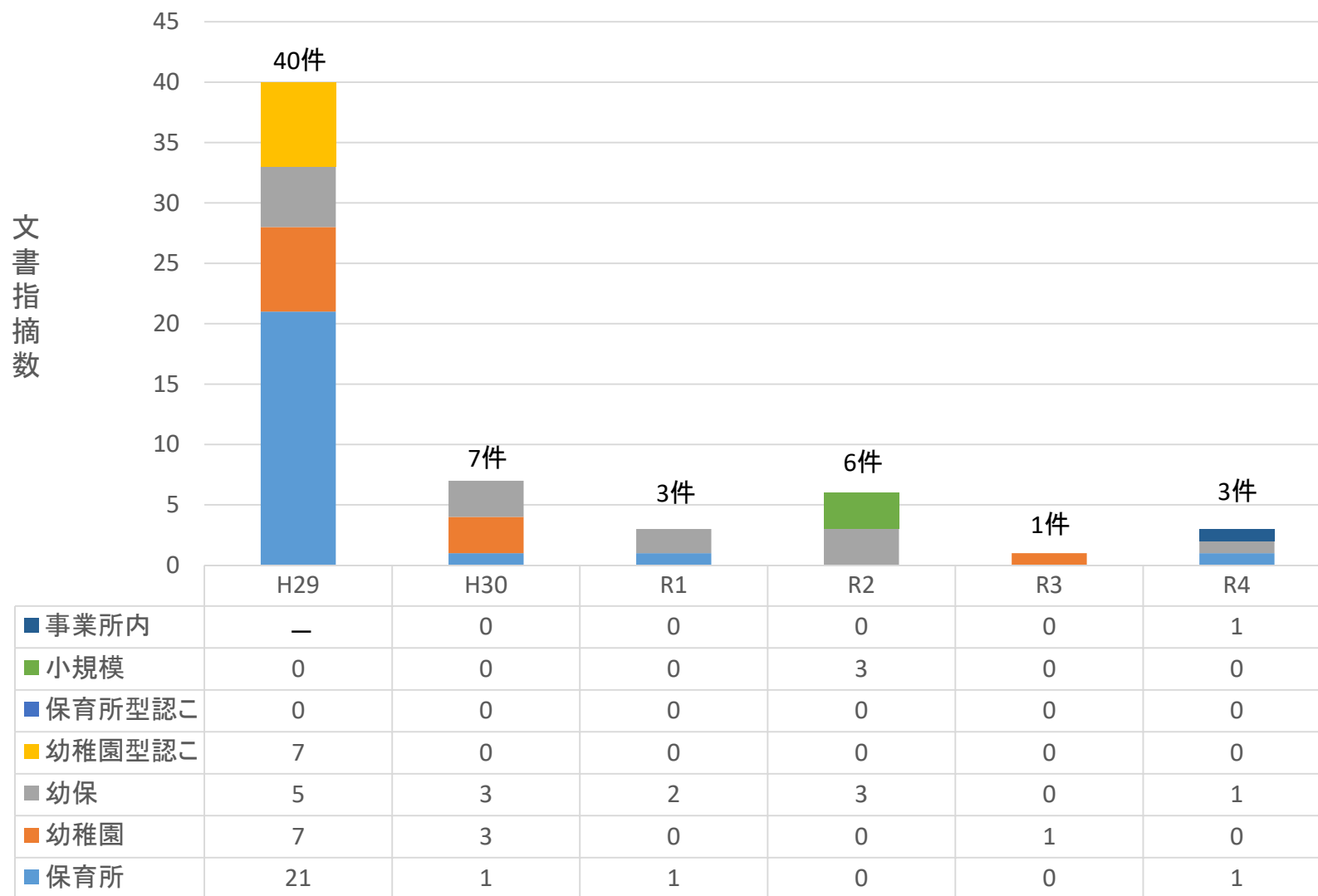
#### (3) 令和4年度実地指導等の実施件数等

※ 令和5年1月末までの実績

施設・事業類型	対象数	実施件数 (a)	文書指摘 を受けた 施設・事業数 (b)	指摘率 (b/a)	文書 指摘数 (c)	施設・ 事業数 当たり 指摘数 (c/b)
保育所	50	45	1	2 %	1	1
幼稚園	12	12	0	0 %	0	0
幼保連携型 認定こども園	35	32	1	3 %	1	1
幼稚園型 認定こども園	12	12	0	0 %	0	0
保育所型 認定こども園	2	2	0	0 %	0	0
小規模保育事業	8	7	0	0 %	0	0
事業所内保育事業	1	1	1	100 %	1	1
合計	120	111	3	2 %	3	3

### 3 特定教育・保育施設等に対する実地指導について

#### （４）文書指摘数の推移



## 4 これまでの主な指導事例

### (1) 運営に関する基準

#### ① 内容、手続の説明及び同意(条例第5条)

##### 指導事例

特定教育・保育の提供の開始時の説明の際に、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者に対し、**重要事項を記した文書を交付していない。**

##### 改善例

- ・ 交付していなかった支給認定保護者に対し、重要事項を記した文書(重要事項説明書、入園のしおり等)を交付した。
- ・ 今後はあらかじめ重要事項説明書等を交付した上で内容、手続きの説明を行い、同意を得る。

##### ポイント

- ・ 施設の運営に関する重要事項を十分理解して利用してもらうため、**重要事項を記した文書を交付して説明**を行い、当該提供の開始について**利用申込者の同意**を得ること。

## 4 これまでの主な指導事例

認定こども園、幼稚園、事業所内保育事業

### ② 定員を上回る申し込みがあった場合の選考(条例第6条)

#### 指導事例

1号認定子どもの定員を上回る申し込みがあった場合の選考方法について、支給認定保護者に明示していない。

#### 改善例

入園案内に明示した。



#### ポイント

・選考方法は抽選、先着順、施設設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考等の他に、在園児、卒園児の弟妹である場合等の優先的に受け入れる選考も考えられるが、**あらかじめ選考基準を定めて保護者に明示**した上で行う必要がある。

## 4 これまでの主な指導事例

### ③-1 利用者負担額の受領(条例第13条)

#### 指導事例

利用者負担額等の支払を支給認定保護者から受けたときに、当該費用に係る**領収証を支給認定保護者に対し交付していない。**

#### 改善例

領収証の交付や、集金(納入)袋への領収印の押印で対応する。

#### ポイント

・**特定教育・保育施設等における利用者負担額等の場合**、振込による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書、保護者の指定した口座からの引き落としにより支払いを受けることとしている場合は、**通帳の記載等をもって領収証に代えることも可能。**

(あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収証を発行することが求められる。)

## 4 これまでの主な指導事例

### ③-2 利用者負担額の受領(条例第13条)

#### 指導事例

上乗せ徴収(施設整備費等)の支払を求める際に、文書による同意を得ていない。

#### 改善例

- ・同意書を作成し、同意を得ていなかった支給認定保護者に対し、文書による同意を得た。
- ・今後はあらかじめ重要事項説明書等により説明を行い、文書による同意を得る。

#### ポイント

- ・私立保育所の場合、上乗せ徴収の実施の際は、市との協議により承認を得る必要有。
- ・実費徴収(給食費、園バス代等)については、文書による同意を要しない。

## 4 これまでの主な指導事例

保育所を除く

### ④ 施設型給付費等の額に係る通知等(条例第14条)

#### 指導事例

支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知していない。

#### 改善例

施設への掲示や文書の交付により、施設型給付費の額を通知した。

！！過去の指摘数が最も多い  
項目のため注意！！

～次ページへ続く～



## 4 これまでの主な指導事例

### ポイント

頻度	毎月行わなければならないものではなく、 <b>1年分をまとめて通知する取扱いも可能。</b>
時期	年度途中の公定価格の額改定を踏まえると、 <b>1月から3月頃に当該年度分を概算で通知</b> することや、公定価格の額の確定を待って <b>次年度に通知</b> するなどの対応も有。
方法	個別に通知文を送付、手渡ししなければならないものではなく、園だより等を活用して、 <b>一括して通知を行うことも可能。</b>
内容	具体的な金額を記載せず、 <b>「具体的な額を知りたい場合は個別にお問い合わせください」と</b> することも可能。

【参考：法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について（周知）

（平成28年4月14日付内閣府子ども・子育て本部参事官等事務連絡）】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s50.pdf>

## 4 これまでの主な指導事例

### ⑤ 特定教育・保育に関する評価等(条例第16条)

#### 指導事例

特定教育・保育の質の評価を自ら行っていない。

！！R4年度  
指摘2件！！

#### 改善例

自己評価用チェックリスト等を用いて自らの保育実践を振り返り、自己評価を実施した。

#### ポイント

- ・評価方法、実施時期は問わない。
- ・年度ごとに作成する保育計画に自己評価の結果を反映させることを踏まえると、**年度に一回は実施すること。**
- ・**幼保連携型認定こども園**は、自己評価の実施に加えて**評価結果の公表までが義務。**(その他の施設において公表は努力義務)

【参考「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)」厚生労働省】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/hoiku/index](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index).

【参考「幼稚園における学校評価ガイドライン(H23年度改訂版)文部科学省】

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11125733/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/11/1313246.htm](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11125733/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/11/1313246.htm)

## 4 これまでの主な指導事例

### ⑥ 運営規程(条例第20条)

#### 指導事例

実際の運営内容が運営規程(園規則)の規定と異なっている。

- ・利用定員、施設の開所時間、延長保育の実施時間等が、運営規程(園規則)の規定と異なっている。
- ・実費徴収等の金額が、運営規程(園規則)に規定されていない。

#### 改善例

実際の運営内容と整合性を図るため、運営規程(園規則)の規定を改正した。

#### ポイント

- ・「モデル運営規程(平成29年1月13日付で配付)」を基に、運営規程(園規則)の内容を改めて確認し、必要に応じ適宜改正すること。
- ・規程を改正した際は、職員及び支給認定保護者に周知すること。
- ・改正後の規程を市(子育て支援課)へ提出すること。

## 4 これまでの主な指導事例

### ⑦ 掲示(条例第23条)

#### 指導事例

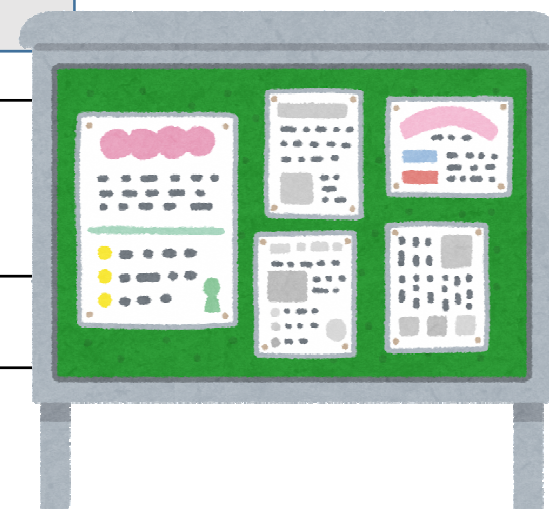
重要事項を掲示していない。

#### 改善例

重要事項説明書等を玄関に掲示した。

#### ポイント

- ・掲示場所の確保が難しい場合は、**ファイリングして設置も可。**
  - ・運営規程(園規則)を改正した場合は、重要事項説明書等の見直しも行い、**最新のもの**を掲示すること。
- ⇒ **必ず「施設運営の実態」「運営規程」「重要事項説明書等」の整合性が取れているかを確認すること。**



## 4 これまでの主な指導事例

### ⑧ 秘密保持等(条例第27条)

#### 指導事例

- ・職員退職後の秘密保持の措置が講じられていない。
- ・支給認定子どもに関する情報を提供するにあたり、支給認定子どもの保護者から文書による同意を得ていない。

#### 改善例

- ・職員退職後も秘密保持を遵守する旨の誓約書を提出させた。
- ・就業規則を改正し、職員退職後の秘密保持の遵守について規定した。
- ・支給認定子どもの保護者から同意書を徴収した。

#### ポイント

- ・就業規則に、退職後の秘密保持に関する規定を盛り込むことや、秘密保持誓約書を提出させるなどの対応を取ること。
- ・支給認定子どもの保護者からの同意書の参考様式は下記のとおり。  
[https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigyousya/kodomo\\_kosodate/shidou\\_kansa/documents/siryo1-1.pdf](https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigyousya/kodomo_kosodate/shidou_kansa/documents/siryo1-1.pdf)

## 4 これまでの主な指導事例

### ⑨ 事故発生の防止及び発生時の対応(条例第32条)

#### 指導事例

- ・市へ報告すべき**重大事故が発生**していたが、**市への報告がなされていなかった**。

#### 改善例

- ・市へ事故報告書を提出した。

#### ポイント

- ・**骨折事案を含む重大事故が発生した際には、市(子育て支援課)へ報告すること**。

⇒ 「資料3 特定教育・保育施設等の運営について」P5に加え、R2年度の「資料7 特定教育・保育施設等の運営について」P10においても、事故発生時における市への報告の取扱いについて示している。

[https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigyousya/kodomo\\_kosodate/shidou\\_kansa/documents/20200319shiryu7\\_1.pdf](https://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigyousya/kodomo_kosodate/shidou_kansa/documents/20200319shiryu7_1.pdf)

## 4 これまでの主な指導事例

### (2) 給付に関する基準

#### ① 常勤換算

##### 指導事例

常勤換算の計算において、**病気休暇等で長期不在となっている保育士等を含めていたため、過大算出**となっている。

##### 改善例

- ・常勤換算の再計算を行った。
- ・再計算により、要件に該当しない加算について精算手続き、又は減算処理を行った。

～次ページへ続く～

## 4 これまでの主な指導事例

### ポイント

- ・常勤換算の過大算出は、主任保育士専任加算、3歳児配置改善加算、チーム保育加配加算、療育支援加算等に影響し、加算の返還や減算処理が発生する恐れがあるため、実情に即した計算とすること。
  - ⇒ H30年度(H31.3.19実施)の「資料2 施設運営に関する留意点について」P2、P4～P6において、職員調書の記載方法や常勤換算における休暇の取扱いについてお示したところ。  
[http://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigyousya/kodomo\\_kosodate/shidou\\_kansa/documents/20190319siryou2.pdf](http://www.city.aomori.aomori.jp/shido-kansa/kodomo-kyouiku/jigyousya/kodomo_kosodate/shidou_kansa/documents/20190319siryou2.pdf)
  - ⇒ 育休明けの勤務時間短縮や、児童の夏休み等に伴い勤務日数が大幅に減少するなど、常勤換算に影響する要因がある場合は忘れずに反映すること。
- ・職員の取扱いや記載方法に不明な点がある場合は、速やかに子育て支援課に相談すること。



## 4 これまでの主な指導事例

幼稚園、保育所、認定こども園

### ② 主幹教諭等／主任保育士専任加算

#### 指導事例

加算要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を適用していた。

#### 改善例

精算手続きを取った。

#### ポイント

- ・主幹教諭等が学級担任等から離れて、指導計画に立案等に専任できるようにするものなので、主幹教諭等が学級担任等を兼務することは適当ではない。
- ・療育支援加算等、当該加算認定が要件となっている加算もあるため、精算額が膨らむ可能性がある。